

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

横浜ゴムグループは、「企業理念」の下に健全で透明性と公平性の有る経営を実現するコーポレートガバナンス体制を築き、さらにこの体制の充実と強化に努めています。

これにより企業価値の継続的な向上が図れる経営体質とし、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日生命保険相互会社	27,260,000	7.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,604,000	7.47
日本ゼオン株式会社	24,334,000	7.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,047,000	4.68
東京海上日動火災保険株式会社	12,062,664	3.52
古河電気工業株式会社	11,971,132	3.49
株式会社損害保険ジャパン	7,812,000	2.28
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	7,662,000	2.23
第一生命保険株式会社	7,600,000	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	6,641,962	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部

決算期更新 12月

業種 ゴム製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 100社以上300社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 更新 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 8名

社外取締役の選任状況 選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、監査の体制、監査の役割・範囲、監査方針と計画・日程、監査の実施状況、その手続きと監査結果等につき、適時、情報・意見交換ならびに協議を実施し、その相互連携により監査の質の向上・効率化に取り組んでいます。内部監査担当部署である監査部は、規定の手続きによる監査計画に基づき、部門および関連会社の会計監査および業務監査を実施しており、その監査結果は定期的に監査役に報告されています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古河直純	他の会社の出身者					○			○	
佐藤美樹	他の会社の出身者				○	○			○	
梶谷 剛	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			社外監査役に期待する役割は、経営の健全性を確保しその透明性を上げるために、社外からの視点を如何に取り入れていただけるかにあると考えて

古河直純	○	古河直純氏は日本ゼオン株式会社の代表取締役社長です。	います。 そのために、取締役に対して率直にものが言え、経営トップへ忌憚のない質問や意見具申ができる社外の会社で重要な地位の方をお願いしています。また、独立役員要件を満たしていると共に、一般株主と利益相反関係になることはない判断しています。
佐藤美樹	○	佐藤美樹氏は朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であるほか、古河機械金属株式会社の社外監査役などを兼任しています。	古河直純氏の選任理由と同じです。
梶谷 剛	○	梶谷剛氏は梶谷総合法律事務所主宰者であると共に、電源開発株式会社の社外取締役、日本司法支援センター理事長などを兼任しています。	社外監査役に期待する役割は、経営の健全性を確保しその透明性を上げるために、社外からの視点を如何に取り入れていただけるかにあると考えています。 弁護士としての高い見識と法曹界における豊富な経験を活かしていただくことで、当社の監査体制をさらに強化していきます。 また、独立役員要件を満たしていると共に、一般株主と利益相反関係になることはない判断しています。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員人事・報酬委員会を設置し、取締役の報酬の一部を業績に見合ったものとする業績連動型の報酬体系としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の一部を業績に見合ったものとする業績連動型の報酬としています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行できるようにするため、監査役を補助する要員を監査役付として配置しています。また、監査役会などを通じて、十分な情報提供を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、経営の意思決定のスピードアップを図るため執行役員制度を導入しています。現在の経営体制は、代表権のある会長および社長を含む取締役8名(執行役員兼務者含む)と執行役員14名です。経営の監督機関として取締役会があります。執行機関の会議体である経営会議では、常勤監査役出席の下で経営に関する基本方針や経営執行に関する重要事項について審議・決定します。この経営会議に諮られた重要事項に関しては、その案件の概要を含め取締役会に報告され、最重要案件(取締役会規則に規定されたもの)については、取締役会でも審議します。また、経営の監査機能として監査役会があり、社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成しています。監査役は、経営会議等重要な会議や委員会に出席し、業務執行状況を知ることができる仕組みとなっています。監査体制については、取締役の職務執

行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査、および監査部による各執行部門とグループ会社の会計監査および業務監査をする体制としています。これらは互いに独立性を保った活動を行い、三様監査体制を確立すると共に監査役は会計監査人、監査部から適宜情報を得て監査機能の強化を図っています。

さらに、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行できるようにするため、監査役を補助する要員を監査役付として配置しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人が会計監査人として適正に監査を実施しています。2011年12月期の会計監査業務を執行している公認会計士は、太田周二氏、小林 宏氏、鈴木達也氏の3名です。

役員の人事および処遇に関しては、役員人事・報酬委員会で審議し取締役会へ諮り決定しています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の監督および監視の面では、社外監査役を選任しており、その役割が果たされています。

現在は社外取締役はいませんが、今後コーポレートガバナンスをさらに強化していくために社外取締役の起用もあることを考慮し、すでに定款では社外取締役および社外監査役の責任免除規定を織り込んであり、社外取締役を起用しやすい環境にしています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会招集通知を早めにお届けしたいと考え、法定の発送日より3～8日早く発送しています。
その他	より分かりやすい株主総会にするため、事業報告等の内容をスクリーンに映すビジュアル化を実施し、当社の業績や商品などを、グラフ・写真を使い、分かりやすい説明に努めています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社9階ホールにて四半期ごとに決算等に関する説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに有価証券報告書、決算短信、中間・期末報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織として、広報部にIRグループを設置しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期経営計画グランドデザイン100の基本方針として「良いモノを、安く、タイムリーに」「トップレベルの環境貢献企業になる」「高い倫理観を持ち、お客様最優先の企業風土を作り上げる」を掲げて取り組んでいます。また、法令順守の規定と共に、社内外からの通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。さらに、各事業ごとにお客様相談室の設置、ホームページを介したステークホルダーとの双方向コミュニケーションの体制などを、ホームページにて明確にしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境貢献商品の拡大など「トップレベルの環境貢献企業になる」ための取り組みを行うと共に、国内の全生産拠点でISO14001の認証を取得し完全ゼロエミッションを達成し、さらに海外の全生産拠点でもそれらを達成すべく活動を進めています。また、2007年から横浜国立大学名誉教授(植物生態学者)宮脇 昭氏の指導のもと、植樹を当社従業員と地域住民の皆様で行う「YOKOHAMA 千年の社」プロジェクトを開始し、国内および海外の全生産拠点へ展開しています。さらに、お客様対応、品質、安全、コンプライアンス、リスクマネジメントなどの取り組みの強化および事業所の所在地における地域社会への貢献に関する積極的な展開を行うと共に、これらの活動状況をCSRレポートにまとめ公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法および当社が株式を上場している東京証券取引所等の定める規程を順守し、該当する情報を迅速に開示しています。また、当社ホームページを通じて各種情報を提供しています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第5項、会社法施行規則第100条に基づき、平成18年5月11日開催の取締役会にて、業務の適正を確保するための次の体制を決議しました。

また、平成21年4月28日開催の取締役会では、反社会的勢力排除に関する方針を(1)項に明記するなどの見直しも行いました。

項目ごとの概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

横浜ゴムグループの「企業理念」「行動規範」を制定し統制するとともに、重要な案件などに関しては監査役の出席のもとに行われる取締役会、経営会議などで審議、決定することにより、法令および定款を遵守しています。

さらに、横浜ゴムグループ「行動規範」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除します。

監査役は、取締役会、経営会議への出席、関連子会社を含む業務状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従い適切に保存・管理および見直しなどを行います。また、必要に応じて取締役および監査役は当該各文書等の閲覧を常時できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し適切に対応すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、さらにコンプライアンス委員会、中央防災会議、輸出管理委員会などにおいて種々の対応を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、さらに重要事項については事前に監査役も出席する経営会議にて十分に審議し、取締役の業務執行の強化と効率的な運営を行います。また、経営会議および定期的の全体会議において業務執行者をレビューすることで、全体的な業務の効率化を実現する体制を構築します。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、その実行部門としてコンプライアンス推進室を配置することで、速やかな情報伝達、展開と役員および使用人全員が法令および定款を遵守するための啓発活動を行います。また、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、必要な情報が届けられる体制を構築します。

(6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

横浜ゴムグループ「行動規範」を基礎として、グループ各社における諸規程を定め行動します。コンプライアンス推進室およびグループ各社のコンプライアンス推進責任者は情報の共有化、問題点の把握を図り、法令遵守体制を強化します。関連子会社の予算は当社の経営会議で承認のうえ執行され、その事業内容は定期的に取締役会および経営会議に報告されます。

(7) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

および(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき体制として、監査役付を配置します。監査役付の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重し同意を必要とします。また、監査役付は、当社の業務執行に関わる役職を兼務しません。これにより、監査役監査基準における監査職務を補助する体制を確保します。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、当社の取締役会、経営会議その他の重要な会議(コンプライアンス委員会など)に出席し、業務執行に関する報告を受けます。また、取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告を行い、適時資料の提出を行います。監査役は計画的に行われる各部門へのヒアリングを通して、情報の入手および実態の把握を行います。

(10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査役は代表取締役、会計監査人と協議の場をもち、相互の信頼関係を高めます。また、法令違反、コンプライアンス問題、内部通報および当社の業務および業績に影響を与える重要な事項が発生した場合には、監査役にただちに報告する体制を確保します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の威嚇などに対しては、警察や顧問弁護士など関係機関との緊密な連携を保ちながら、組織的には主として総務部が対応しています。

(2) 反社会的勢力に関する情報は、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提出されるものや地区担当警察との情報交換により収集しています。また、毎年開催される民暴対策拡大研修会、地域研修会などに参加して情報収集に努めています。

(3) 反社会的勢力や団体から不当な要求を受けた場合には、対応部署から担当役員、関連部署、警察および顧問弁護士などへ速やかに報告し、組織的な対応を図ります。





# 適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 適時開示に係わる基本方針

当社は、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指しています。そのなかで、健全で透明性と公平性のある経営を実現するべく、会社情報の適時、正確かつ公平な開示に努めます。

### 2. 適時開示に係わる社内体制

当社では、重要事実の公表に関する社内規則を定め、決定事実および決算情報は取締役会の承認の元に開示し、発生事実は当該事実の発生時にその所管部門を担当する取締役または執行役員による情報集約と開示提案を受けて取締役会または代表取締役の決定により開示します。

この情報開示体制および重要な対外発表に関する実施状況については、監査役の監査においても確認されます。

また、開示に当っては、広く閲覧の機会を提供すべく、当社ホームページへの掲載にも努めています。

以上